

(備考欄の説明)
 ◎パブリックコメントの意見による修正
 ○内容の精査による修正
 △市町との意見交換による修正

三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）の骨子案と要綱の新旧対照表

パブリックコメント実施後の要綱(新)	パブリックコメント実施時の骨子案(旧)	備考
<p style="text-align: center;">三重県水源地域の保全に関する条例(仮称)案 要綱</p> <p>1 目的 この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに<u>県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源かん養機能の維持増進に寄与することを目的とすることとします。</u></p> <p>2 定義 (1)この条例において「水源地域」とは、11の(2)により指定された区域とすることとします。 (2)この条例において「特定水源地域」とは、11の(3)により指定された区域とすることとします。 (3)この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権又は地上権、その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利(以下「所有権等」という)を有する者としてとすることとします。</p> <p>3 基本理念 水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、本県の豊かな森林の持つ水源かん養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならないこととします。</p> <p>4 県の責務 県は、3に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水源地域の保全に関する<u>施策を総合的に推進するもの</u>とすることとします。</p>	<p style="text-align: center;">三重県水源地域の保全に関する条例(仮称)の骨子案</p> <p>1 条例の目的 水源地域の保全に関し、基本理念を定め、<u>県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における森林の適正な管理を図るための措置等を定めることにより森林の有する水源の涵(かん)養機能の維持増進を図る。</u></p> <p>【解説】 ・目的規定は、条例の立法目的を簡潔に表現し、題名とあわせて条例の達成しようとする目的を理解しやすくするために設けるもの。 ・水源地域の森林の適正な管理を図るための措置等とは、6に規定する水源地域の保全に関する基本的施策及び、7に規定する水源地域内の土地取引に係る事前届出制度を指す。</p> <p>2 定義 (1)この条例において「水源地域」とは、「5 水源地域の指定」の規定により指定された地域をいう。 (2)この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利(以下「所有権等」という)を有する者をいう。</p> <p>【解説】 ・定義規定は、この条例の中で用いられる用語を定義するもの。 ・その他規則で定める権利とは、地役権、貸借権、使用貸借による権利とする。</p> <p>3 基本理念 水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、本県の豊かな森林の持つ水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。</p> <p>【解説】 ・基本理念は、1に規定する目的を達成するため、行政、土地所有者等、事業者および全ての県民が共有する基本的な考え方を定めるもの。</p> <p>4 関係者の責務等 (1)県は、<u>水源地域の保全に関する施策を実施する。</u></p>	<p>◎△パブリックコメント等の意見を踏まえて、全体を通じて、骨子案から表現をより具体的に修正しました。</p> <p>○事業者を追加するとともに、条項に合わせて順序を入れ替えました。</p> <p>○水源地域における森林の適正な管理を図るための措置等をより具体的に明記しました。</p> <p>○特定水源地域の定義を追加しました。</p> <p>○関係者の責務をそれぞれの主体ごとに個別に決めました。</p> <p>○「基本理念にのっとり」の文言を追加し、施策を総合的に推進するとの表現に修正しました。</p>

パブリックコメント実施後の要綱(新)	パブリックコメント実施時の骨子案(旧)	備 考
<p>5 土地所有者等の責務 土地所有者等は、<u>基本理念にのっとり</u>、水源地域が水源かん養機能を有することを深く認識し、<u>水源地域における適正な土地利用に配慮するとともに</u>、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するように努めるものとするものとします。</p> <p>6 事業者の責務 <u>事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水源地域の保全について</u>十分配慮するとともに、<u>県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう</u>に努めるものとするものとします。</p> <p>7 県民の責務 県民は、<u>基本理念にのっとり</u>、水源地域の保全に対する関心と理解を深めるとともに、<u>県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする</u>こととします。</p> <p>8 市町との連携等 県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、<u>水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求めるものとする</u>こととします。</p> <p>9 国との連携等 県は、<u>国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする</u>こととします。</p> <p>10 基本施策 県は、水源地域の保全に関し、次に掲げる施策を総合的に推進するものとするものとします。 ア 水源地域の森林が有する水源かん養機能の維持増進を図るため、適切な造林、保育等の森林施業の実施その他の必要な措置を講ずることとします。 イ 特定水源地域においては、<u>森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林指定の推進</u>、その他必要に応じて地方公共団体その他規則で定める法人等による森林経営の受託又は、森林の取得等による森林の公的な管理を促進することとします。</p>	<p>(3)土地所有者等および事業者は、水源地域における森林が水源の涵養機能を有することを深く認識し、<u>県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める</u>。</p> <p>(2)県民は、水源地域の保全に対する関心と理解を<u>深め</u>、<u>県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める</u>。</p> <p>(4)県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、<u>水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求める</u>。</p> <p>(5)県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、<u>国に対し、水源地域の保全に関する必要な措置を講ずるよう求める</u>。</p> <p>【解説】 ・1の目的を達成するため、県、土地所有者等、事業者および全ての県民が果たすべき役割や連携協力等について定める規定。</p> <p>6 水源地域の保全に関する基本的施策 (1)県は、水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。 (2)県は、水源地域において、森林が有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずる。 (3)県は、5項(2)に規定する特定水源地域において、<u>森林法に基づく保安林制度の活用及び、必要に応じて地方公共団体その他規則で定める法人等による森林の公的な管理を促進するものとする</u>。</p>	<p>○土地所有者等の責務と事業者の責務を分けて定めるとともに、<u>県民の責務と項目の順序を改め</u>ました。 ○「基本理念にのっとり」の文言を追加し、<u>配慮する事項を追加</u>しました。</p> <p>○「基本理念にのっとり」の文言を追加し、「<u>深め</u>」の表現を「<u>深めるとともに</u>」に修正しました。</p> <p>○「水源地域の保全に関して必要があると認めるときは」の文言を追加しました。</p> <p>○5 水源地域及び特定水源地域の指定と順序を入れ替えるとともに、<u>基本施策の内容を整理し、項目の順序を改め</u>ました。</p>

パブリックコメント実施後の要綱(新)	パブリックコメント実施時の骨子案(旧)	備 考
<p>ウ <u>水源地域内の土地の所有権等の移転又は設定(以下「所有権等の移転等」という。)</u>に関する届出に基づき、<u>助言その他の施策を適時に行い、水源地域における適正な土地利用を図ることとします。</u></p> <p>エ 水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講じることとします。</p> <p>11 水源地域及び特定水源地域の指定</p> <p>(1) <u>知事は、水源地域等の指定に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする</u>こととします。</p> <p>(2) <u>知事は、基本指針に沿って、森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、水源かん養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を水源地域として指定することができる</u>こととします。</p> <p>(3) <u>知事は、基本指針に沿って、水源地域のうち、水源かん養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域を、当該区域が所在する市町の長の提案に基づき、特定水源地域として指定することができる</u>こととします。</p> <p>(4) <u>知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び三重県森林審議会の意見を聴かなければならない</u>こととします。</p> <p>(5) <u>知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならない</u>こととします。</p> <p>(6) <u>(5)の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる</u>こととします。</p> <p>(7) <u>知事は、(6)の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するもの</u>こととします。</p> <p>(8) <u>知事は、水源地域及び特定水源地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町長に通知しなければならない</u>こととします。</p> <p>(9) <u>水源地域及び特定水源地域の指定は、(8)の規定による告示によってその効力を生ずること</u>とします。</p> <p>(10) <u>(4)から(9)までの規定は、水源地域及び特定水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する</u>こととします。</p>	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域の保全に関する基本的施策を定める規定。 ・県は水源地域の水源の涵養機能の維持増進を図るため、制度の普及啓発を行うとともに、造林や間伐等の森林施策に必要な予算の確保に努める。 ・特定水源地域においては、森林法に基づく保安林制度の活用や、必要に応じて市町、森林組合等による森林経営の受託または、森林の取得等による公的な管理を促進するものとする。・公的な管理の具体的な例としては、県単森林環境創造事業や環境林整備事業など、森林所有者との協定に基づく森林整備や、市町等が行う公有林化を想定。 <p>5 水源地域及び特定水源地域の指定</p> <p>(1) <u>知事は、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、水源地域として指定することができる。</u></p> <p>(2) <u>知事は、水源地域のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域を、特定水源地域として指定することができる。</u></p> <p>(3) <u>知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町の長の意見及び指定の要望の聴取、公告・縦覧等を行い、告示により水源地域及び特定水源地域を定める。</u></p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前届出の対象となる地域を定める規定。 ・水源地域及び特定水源地域の指定の考え方は別添の「三重県水源地域等の指定に関する基本指針(案)」による。 ・条例の目的や土地所有者等への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域を県民にわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を「大字単位」で指定し、特定水源地域については、「林班単位」で指定する。 	<p>○基本施策として事前届出制度に基づく助言等に関する「ウ」を追加しました。</p> <p>○「基本指針」の策定について規定しました。</p> <p>○水源地域の対象となる地域を規定しました。</p> <p>○特定水源地域の指定の際、市町からの提案に基づくことを規定しました。</p> <p>◎△パブリックコメント等の意見を踏まえて、水源地域及び特定水源地域を指定する際には、あらかじめ三重県森林審議会の意見を聴くことを追加しました。</p> <p>○公告、縦覧、意見聴取、告示、水源地域及び特定水源地域の指定の解除及び区域の変更についてその手続き等を詳しく規定しました。</p>

パブリックコメント実施後の要綱(新)	パブリックコメント実施時の骨子案(旧)	備 考
<p>12 土地所有権等の移転等の届出</p> <p>(1)土地所有者等は、<u>当該土地の所有権等の移転等をする契約(規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。)を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととします。</u></p> <p>ア <u>土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>イ <u>土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積</u></p> <p>ウ <u>土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容</u></p> <p>エ <u>土地売買等の契約を締結しようとする年月日</u></p> <p>オ <u>土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後ににおける土地の利用目的</u></p> <p>カ <u>アからオに掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>(2)(1)の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないこととします。</p> <p>ア 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人である場合</p> <p>イ 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合</p> <p>ウ <u>ア、イに掲げる場合のほか、規則で定める場合</u></p> <p>(3)<u>土地所有者等は、(1)の規定による届出をした後、土地売買等の契約を締結する日までの間において、(1)のアからカに掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。</u></p>	<p>7 水源地域内の土地所有権等の移転等の事前届出制度</p> <p>(1)水源地域内の土地所有者等(売主)は、土地売買等の契約の30日前までに、契約の当事者の氏名及び住所、契約に係る土地の利用目的等を知事に届け出なければならない。</p> <p>(2)(1)の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しないものとする。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等が、水源地域内の土地売買等の契約を締結しようとする場合の事前届出制度に関し必要な事項を定める規定。 事前届出の期間については、土地所有者等への負担や、届出受理後の対応(現地調査、市町への意見照会、助言等)に必要な期間を考慮し、契約を締結する30日前とする。 (2)のその他規則で定める場合とは、次に掲げる場合等を想定。 <ul style="list-style-type: none"> ①契約の一方又は双方が独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人である場合 ②非常災害に際し必要な応急措置の実施 ③電気事業者等が行う工作物の設置およびその管理 	<p>○土地所有権等の移転等の届出について、その届出内容や適用除外事項等について詳しく規定しました。</p> <p>◎△パブリックコメント等の意見を踏まえて、届出に関する様式や届出事項、届出の適用除外については規則で定めます。</p> <p>○届出内容に変更があった場合の手続きについて規定しました。</p>
<p>13 市町長への通知等</p> <p>(1)知事は、12の(1)又は(3)の規定による届出があったときは、<u>速やかに、</u>その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする。こととします。</p> <p>(2)知事は、必要があると認めるときは、12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該土地が所在する市町の長に意見を求めることができることとします。</p>	<p>8 市町長への通知等</p> <p>(1)知事は、7項(1)の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする。</p> <p>(2)知事は、必要があると認めるときは、届出に係る土地の利用に関し、関係市町の長に意見を求めることができる。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町との情報共有や連携協力を図るため、届出があったときの市町への通知、意見聴取等について定める規定。 	<p>○届出期間が30日前であることから、事務処理を円滑に進めるため「速やかに」の文言を追加しました。</p>

パブリックコメント実施後の要綱(新)	パブリックコメント実施時の骨子案(旧)	備 考
<p>14 報告の徴収及び立入調査等</p> <p>(1)知事は、<u>この条例の施行に必要な限度において、12の(1)又は(3)の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)</u>に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとします。</p> <p>(2)知事は、<u>この条例の施行に必要な限度において、その職員に12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源かん養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができることとします。</u></p> <p>(3)<u>(2)の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととします。</u></p> <p>(4)<u>(2)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととします。</u></p> <p>15 助言</p> <p>(1)知事は、届出者に対し、<u>当該届出に係る土地の利用について、森林の有する水源かん養機能の維持増進を図るために必要な助言を行うことができることとします。</u></p> <p>(2)届出者は、(1)の助言を受けたときは、<u>当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする</u>こととします。</p> <p>(3)知事は、必要があると認めるときは、<u>12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者</u>に対して、直接に、(1)の事項について助言を行うことができることとします。</p> <p>16 勧告</p> <p>知事は、土地所有者等又は届出者が<u>次のアからウのいずれかに該当する場合において、森林の有する水源かん養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者</u>に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。</p> <p>ア <u>12の(1)又は(3)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p>イ <u>14の(1)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</u></p> <p>ウ <u>14の(2)の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p>	<p>9 報告の徴収及び立入調査</p> <p>(1)知事は、7項(1)の規定による届出をした者(以下、届出者という)に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(2)知事は、職員に届出に係る土地への立ち入り、調査又は関係者への質問をさせることができる。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域内の土地取引等の情報を正確に把握するため、届出者からの報告の徴収や届出に係る届出情報の公開に関し必要な事項を定める規定。 <p>10 助言</p> <p>(1)知事は、届出者に対し、必要な助言をすることができる。</p> <p>(2)助言を受けた届出者は、契約の当事者(買主)に助言の内容を伝達するものとする。</p> <p>(3)知事は、契約の当事者(買主)に対し、直接助言を行うことができる。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域を保全するためには、契約当事者に水源の涵養機能や森林の適正な管理の重要性、法令に基づく各種規制等について理解し、伝達して頂くことが重要であることから、そのための必要な助言について定める規定。 <p>11 勧告・公表・罰則</p> <p>(1)知事は、届出をしなかった者又は虚偽の届出等をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	<p>○報告の徴収及び立入調査について、行政の恣意的な運用や、不要な介入と捉えられないよう、「この条例の施行に必要な限度において」との文言を追加しました。</p> <p>○立入調査の目的を明確にしました。</p> <p>◎パブリックコメントの意見を踏まえて、立入調査の際に提示する身分証明書に関して規定しました。</p> <p>○必要な助言の内容を詳しく規定しました。</p> <p>○契約の当事者「買主」の表現を改めました。</p> <p>○勧告、公表、罰則についてそれぞれ分割して規定しました。</p> <p>○勧告を行う際の具体的な事例を規定しました。</p>

パブリックコメント実施後の要綱(新)	パブリックコメント実施時の骨子案(旧)	備 考
<p>17 公表</p> <p>(1)知事は、16の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができることとします。</p> <p>(2)知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。</p> <p>18 市町の条例との関係</p> <p>市町が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源地域における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町の区域においては、12から17まで及び19の規定は、適用しないこととします。</p> <p>19 過料</p> <p>次のアからウのいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとします。</p> <p>ア 12の(1)又は(3)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>イ 14の(1)の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>ウ 14の(2)の規定による立ち入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>20 規則への委任</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。</p> <p>附 則</p> <p>(1)施行期日</p> <p>この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、12から19までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において施行することとします。</p> <p>(2)経過措置</p> <p>12の規定は、(1)に規定する規定の施行の日から起算して30日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用することとします。</p>	<p>(2)知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>(3)知事は、届出をしなかった者又は虚偽の届出等をした者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>【解説】</p> <p>・事前届出制度に関する義務違反を抑制するための勧告・公表・罰則について定める規定。</p>	<p>○公表の方法を規則で定めることを規定しました。</p> <p>○公表する前に、当該勧告に従わない者に意見を述べる機会を与えることを規定しました。</p> <p>○市町が県の条例と同等の条例を制定した場合の適用除外項目を規定しました。</p> <p>○過料に該当する行為を具体的に規定しました。</p>